

みやこ  
**京・くらしの安心安全情報** 第129号

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

- 「くらしの達人」消費者標語 大募集！ (1面)
- 「不適正な取引行為」の事例を紹介します！ (2・3面)
- 法律相談など各種相談会について (4面)

京都市内の小学生・中学生が対象

**「くらしの達人」消費者標語**

**募集中**

京都市では、家庭や学校等で子どもたちが「消費」について自ら考え行動してもらうため、消費者標語を募集しています！

以下のテーマについて、日々の生活の中で実践していることや普段考えていること、気付いたことなどを標語にしてみませんか？ 周りの人にも伝えたいような標語や、ことわざのような標語など、みなさんの個性あふれる標語をお待ちしています！

**募集作品テーマ**

- ① 上手なお金の使い方
- ② 食事で大切にしていること
- ③ 私の考えるネットの注意点
- ④ 地球にやさしいくらし方

**締切**  
**令和5年9月29日(金) 必着**  
 作品は一人につき**2点**まで

<Tips>

文字数は、五・七・五の17文字を基本としますが、覚えやすく、声に出して読みやすければ、17文字でなくても構いません。

**応募方法**

標語やコメントなどを応募用紙、はがき又はA4判の紙に記入し、消費生活総合センターまで郵送、FAX 又は、持参してください。

市役所案内所、消費生活総合センター、各区役所・支所等で募集チラシ・応募用紙を配布しています！

消費生活総合センターのホームページからも**応募**できます



**令和4年度入賞作品**

1 テーマ番号・「標語」・コメント

(1) テーマ番号

「○○○○○ ○○○○○○ ○○○○○ (標語)」

(2) コメント

※ コメントは標語ごとに記入してください

2 郵便番号・住所

3 作成者氏名(必ずふりがなをつけてください。)

4 電話番号

5 学校名・学年

**はがき又はA4判の紙に記入する内容**

令和4年度京都市長賞(小学生)

そのかきこみ  
 だれかのえがお  
 うばってる

令和4年度京都市長賞(中学生)

言えますか？  
 面と向かって  
 その言葉

## 「不適正な取引行為」の事例を紹介します！

京都市消費生活条例（以下「条例」という。）は、消費者の権利（消費者権）の実現を図り、消費者の消費生活における自立並びに消費生活の安心、安全、安定及び向上に寄与することを目的としています。

また、消費者トラブルを未然に防止し、事業者の取引行為の適正化を図るため、条例第20条や条例施行規則第2条で「不適正な取引行為」を定めており、京都市内で事業者が不当な勧誘等を行った場合は行政指導の対象となります。

どのような行為が「不適正な取引行為」に当たるか事例で紹介します。

## 次のような手段により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為は条例施行規則の「不適正な取引行為」に当たります

### 1 呼出し等による執ような勧誘等（条例施行規則別表（1）セ）

今を逃すと後悔  
しますよ！あなた  
のためです！納得  
するまで何度も  
説明しますよ



契約すると言ったまで  
電話が切れないよ〜

京都市エンカル消費  
促進キャラクター「えしかるん」

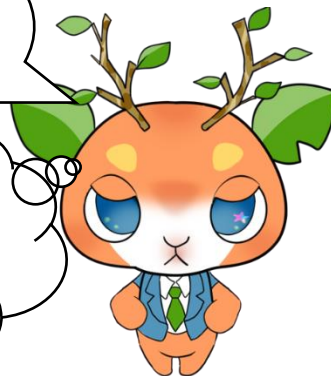
#### 事例

スマートフォンに「特別モニター価格！〇〇分以内にお電話ください！」とショートメッセージ（SMS）が届いており、電話をしたが、やっぱり契約が嫌になり断っても、電話を切ってもらえなかったり、消費者から電話を切っても何度も掛け直されるなどして執ように勧誘された。

### 2 好意の感情の利用（条例施行規則別表（1）タ）

先輩に勧められた  
投資の話、お断りし  
たいんですけど…

お金もないし、契約  
したくないな〜でも  
先輩との関係が…



君のこと良い子  
だと思ってたん  
だけど、買って  
くれないならもう  
いいわ

#### 事例

日頃、同じ寮で生活し、同じサークルに所属する同郷の先輩から、簡単にもうかる投資システムがあるという話を持ち掛けられ、「その投資をするためには、DVDを購入する必要があるが、すぐに元が取れてもうかる。」などと勧誘された。その際に、先輩から、「DVDを買ってくれないなら、今までのように親しくはできない。」と言われ、DVDを購入してしまった。

### 3 心理的不安の惹起（条例施行規則別表（1）ニ）



#### 事例

「私は霊能力者であり、あなたの霊が見える。あなたには悪霊がとりついており、このままではあなたの両親が重大な病気になる。壺を買えば悪霊が取り除ける。」と言われ、壺代として100万円を支払った。

### 4 判断力の不足等への無配慮等（条例施行規則別表（1）ノ）



#### 事例

物忘れが激しくなるなど、加齢により判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ、「投資用マンションを持っていないければ、定期収入がないため、今のような生活を送ることは困難である。」と告げて、当該消費者に高額マンションを購入させた。

以上の事例のほかにも「不適正な取引行為」を規定しています。

**困ったときは一人で悩まず、まずは御相談ください**

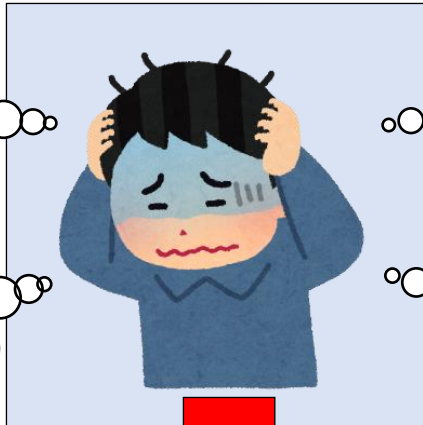
※ 相談先の電話番号は裏面に記載しています

# 法律相談など各種相談会について

こんなお悩み、ありませんか??

離婚について  
相談したい...

相続の手続、  
遺言書の残し方  
が分からない...



隣家と境界線  
について揉めて  
いる...

不動産の名義を  
変えたい...  
会社・法人をつくり  
たい...

電話でもお気軽にお問い合わせください  
Tel: 075-366-2250

消費生活総合センターでは、専門的な資格を持つ弁護士などに無料で相談できる相談会を開催しています。詳しくは、以下の二次元コードを読み取りホームページを御覧いただくか、電話でお問い合わせください。

京都市民  
法律相談



令和5年度  
司法書士による  
無料相談会



令和5年度  
行政書士による  
無料相談会



令和5年度  
民事調停委員による  
無料相談会



その他不定期で開催される相談会は  
京都市情報館「相談・消費生活」の  
「広報資料・お知らせ」を御覧ください



【編集後記】国や自治体がどれだけ規制を強化しても、残念ながら悪質業者はなくなりません。最も大切なのは、一人一人が、悪質業者にだまされないように意識することと「だまされた!」と思ったらすぐに相談することです。だまされないのが一番ですが「もしも」のときのために相談先を知っておくことも大切です。ぜひ、お時間があるときに調べておいてください。

## 京都市消費生活総合センター

075-366-1319 (消費生活相談専用)

075-366-1316 (多重債務相談専用)

075-366-2250 (各種相談会の問合せ)

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto\_soudan

### 相談受付時間

月～金 (祝・休日を除く。)

午前9時～午後5時

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!



\*土日祝休日(年末年始を除く。)の緊急時のご相談は、  
消費者ホットライン 188 (局番なし) 午前10時～午後4時(電話相談のみ)  
※独立行政法人国民生活センターの相談窓口につながります。



京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター  
令和5年7月発行 京都市印刷物 第054350号